

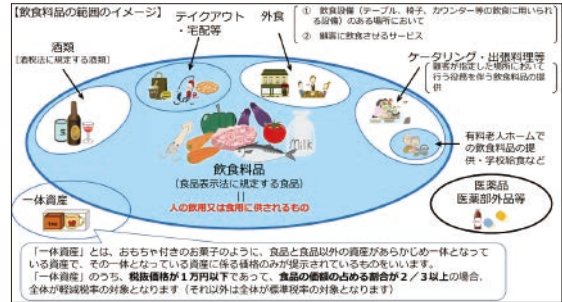


「飲食料品に消費税をかけない」とは どうなる？消費税の取り扱い ～0%か非課税か～

長引く物価高を背景とした、「飲食料品に消費税をかけない」政府の方針が注目を集めていますが、実はどのような取り扱いになるかによって事業者が納める消費税額が変わることは、意外と知られていません。飲食料品を取り扱う全事業者に影響しますので、しっかり確認しておきましょう。※本稿は令和8年4月1日現在の情報に基づいています。

「税率0%」と「非課税取引」では納める税額に差が!?

消費者にとってはありがたい政策ですが、飲食料品を取り扱う事業者にとっては注意が必要です。飲食料品とは図表の通り、人の飲用または食用に供されるものとされますが、その範囲外となる外食産業からは、消費税分の価格差が大きくなることから、「客足が遠のく懸念がある」「課税の公平性に欠ける」といった声が上がると、大きな議論を呼んでいます。現段階の議論においては、取引区分を「税率0%（課税取引）」とするか、「非課税取引」とするかが大きな焦点となっています。どちらの取り扱いになるかによって、納める消費税額に差が出てきます。



ケース① 飲食料品取り扱い店「税率0%（課税取引）」の場合

売り上げに係る消費税は0ですが、飲食料品以外の仕入れ（備品・包装材など）に係る消費税は差し引くこと（仕入れ税額控除）ができます。そのため、消費税確定申告によって仕入れに係る消費税（支払った消費税）が還付されます（本則課税による申告の場合）。

簡易課税制度を選択している事業者の場合、売り上げに係る消費税は0となりますが、みなし仕入れ率が適用されるため、飲食料品以外の仕入れに係る消費税の還付はありません。

ケース② 飲食料品取り扱い店「非課税取引」の場合

ケース①と同様に、売り上げに係る消費税は0となりますが、飲食料品以外の仕入れ（備品や包装材等）に係る消費税を差し引くこと（仕入れ税額控除）ができません（本則課税による申告の場合）。

そのため、仕入れ時に支払った消費税額の全額がコストに含まれ、コストアップは避けられず、事業者によっては利益が減ってしまいます。値上げ等を検討することも必要になるでしょう。

飲食料品を扱う全事業者に影響 今後の議論に注目を

どちらの取引区分になるにせよレジや会計ソフトの改修等が必要になります。また、事業者によっては消費税分を踏まえた価格設定ができなくなり、売上金額が減少することも考えられます。場合によっては、課税方法の見直しを検討しなければならないケースも出てきます。

このように、「飲食料品に消費税をかけない」施策は、消費者と小売業だけでなく、飲食料品を扱う全事業者に影響があります。今後の議論を注視していく必要があるでしょう。

図表引用：財務省ホームページ「消費税のインボイス制度・軽減税率制度に関する資料」
参考文献：「事務所通信2026年6月号」（TKC出版）

